

東おうみ合同マルシェ出店者募集について

東おうみ合同マルシェの開催趣旨として東近江地域2市2町の観光促進につなげるため、広域における周遊観光のPRを行うとともに合同マルシェを開催し、東近江地域の活性化と地域の魅力発信を行うことを目的として実施します。

つきましては、今年は近江八幡市で開催するものとし、趣旨に賛同の上、イベントに協賛いただける東近江地域2市2町の事業所、個人又は団体を募集して、下記のとおり準備及び運営をしていただける出店者の協力をお願いするものです。

記

- 1 開催日時** 令和8年10月17日(土) 9:00～17:00 予定
※各店舗準備は、8:00から搬入で9:00から出店となり、観光PRイベントの開始時間は、10:20から開催予定となります。
- 2 開催場所** 安土文芸の郷 中央広場会場
近江八幡市安土町桑実寺 777 番地
※当日は、「出帳！お城EXPO in 滋賀・びわ湖」会場内での共催となります。
- 3 募集者数** 総数 20～30 店舗程度
東近江地域の2市2町（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）において、店舗営業又は在住の個人、団体で販売実績があるものとします。ただし、イベントの開催趣旨に反する場合や法令又は公序良俗に反すると認められる事業所及び暴力団等（反社会的勢力）関連団体と認められる場合は、協賛を認めないものとします。
2市2町各5～7店舗程度にて出店資格審査により決定するものとし、出店調整をします。また応募多数の場合には抽選にて対応させていただきます。
- 4 募集期間** 令和8年7月1日（水）～7月24日（金）
出店者には、決定次第連絡させていただきます。（8月上旬予定）
- 5 出店資格** 東おうみ合同マルシェフードエリア出店要項のとおり
東おうみ合同マルシェ販売・体験エリア出店要項のとおり
※上記、各出店要項により出店資格、出店条件、厳守事項、その他すべての項目における記載内容を遵守すること。
- 6 出店申込にかかる提出書類**
 - ア 出店申込書**
各出店者は、出店要項にある出店申込書と添付書類等を添えて申込みしてください。
出店にかかる詳細については、東おうみ合同マルシェ各出店要項の「フードエリア出店要項」及び「販売・体験エリア出店要項」を確認のこと。

イ 添付書類

- ・滋賀県知事が発行する営業許可証のうち、各種露店営業が可能な自動車営業の写し、巡回移動営業の写し又は各業種における営業の許可の写し

なお、営業許可証には、滋賀県一円の営業の記載があること。

- ※（例）飲食店営業許可証（自動車営業）の写し又は（巡回移動営業）の写し、菓子製造業営業許可証（自動車営業）の写し又は（巡回移動営業）の写し
その他、滋賀県内で各種営業販売が可能な営業許可証の写し 等

- ・店舗配置図

全出店者は、販売品の配置が分かるように別紙平面図（キッチンカー用・フードテント用）を提出のこと。（物品、机等を記入）ただし、キッチンカーのみ店舗配置図と併せて車両の写真又は車両の外観図面等を提出のこと。

キッチンカー及びフードテントで火気を使用する店舗（露店対象者に限る。）は、必ず対象火気器具の使用場所及び消火器の設置場所を図面に記入して提出のこと。その他の火気を使用しない店舗においても消火器を備えるように努めてください。なお、販売・体験エリアでの火気の使用及び発動発電機の使用はできません。

7 出店許可

出店申込書及び添付書類等を提出していただいた後、出店資格による審査をいたします。出店にかかる資格及び条件に適合と判断した出店者の方には出店通知を送付します。

応募多数の場合には、抽選にて出店者を決定しますが、同様の商品を取扱う出店者が複数ある場合は当協議会にて出店場所及び出店内容を考慮した抽選となります。なお、出店者選考結果については、お答えできませんのでご理解ご了承の上、お申込みください。

出店決定者には、出店通知と併せて「出店時の統一事項」を送付しますので、必ず当日の責任者の方は熟読し厳守に上、参加していただきます。なお、出店要項及び統一事項の内容に反する行為、迷惑行為や悪質と判断した場合には、出店許可取り消しにより即時退店していただくこととなります。この場合の出店に関する損害の補償はいたしません。

8 その他事項

出店にかかる詳細は、必ず各エリア別出店要項を確認の上、申込みをしてください。

当日の出店場所については、「出帳！お城E X P O in 滋賀・びわ湖」実行委員会と協議の上、イベント全体の配置場所が決定しますので、出店配置は当協議会が指示する決定場所での出店となります。

9 申込み先


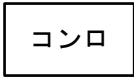
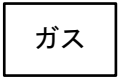
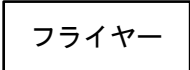
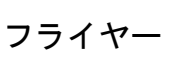
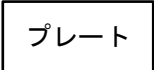

出店にかかる申込みについては、東近江行政組合内、東近江観光振興協議会まで「直接提出」していただくか、「郵送」又は「メール」にて提出をお願いします。なお、郵送及びメールでの申込みの場合には、必ず郵送又は送信した旨を電話連絡で担当者に確認してください。

受付時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、土日祝日は閉庁により受付できません。

東近江行政組合 東近江観光振興協議会
☎ 0748-22-7621（平日 8:30～17:15）
FAX 0748-22-7608
e-mail: chiikishinko@eastomi.or.jp

露店等の開設による対象火気器具使用及び消火器設置場所配置図

消防署に届出をする際に図面が必要となりますので、下記のとおり配置図に消火器等の位置を記入してください。

(例)  消火器  コンロ ガスコンロ  ガス プロパンガスボンベ
 フライヤー  フライヤー  プレート ホットプレート  発 発動発電機

※その他、例に従って火気対象器具となる資器材の名称を記入のこと。

【フードテント】

販売正面



※ 両側面及び背面の三方には、必ず覆いを設定

【出店店舗名】

露店等の開設による対象火気器具使用及び消火器設置場所配置図

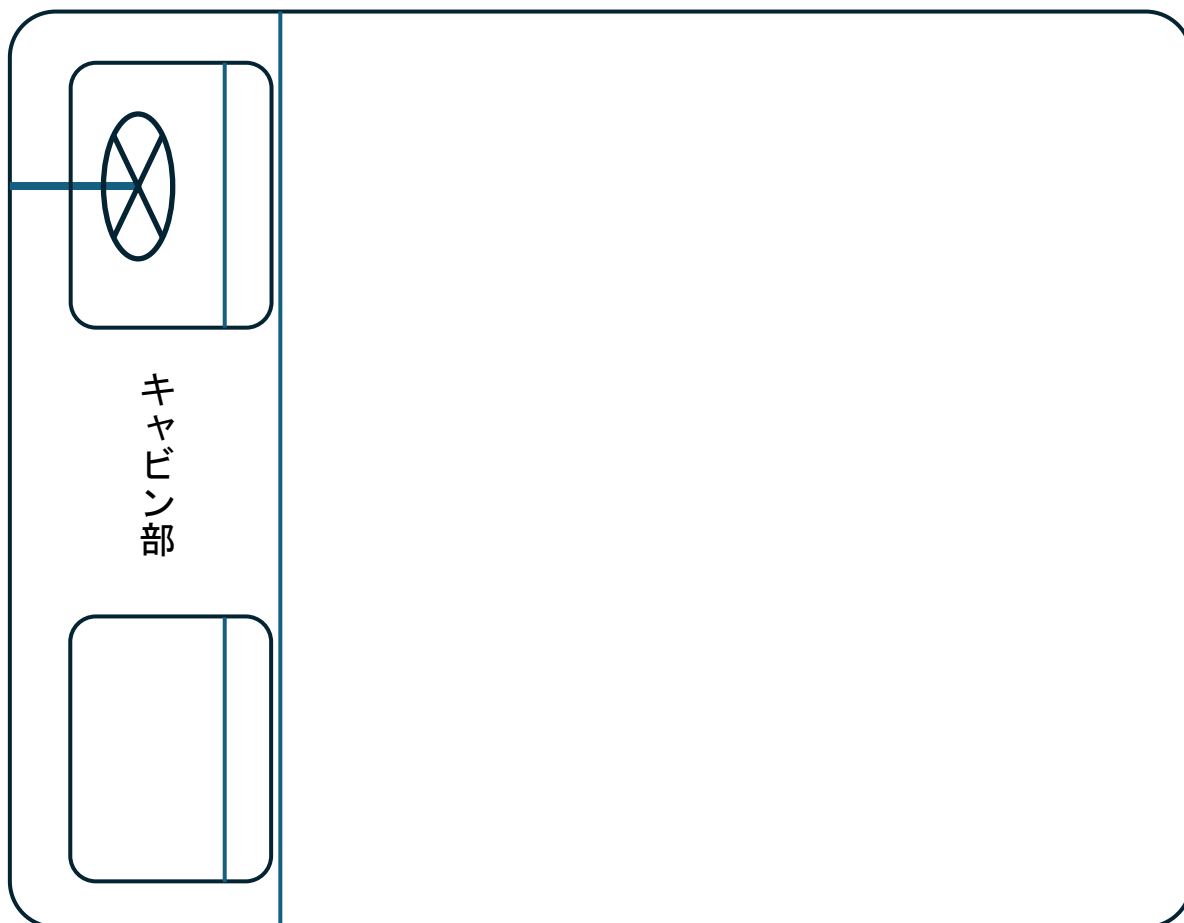
消防署に届出をする際に図面が必要となりますので、下記のとおり配置図に消火器等の位置を記入してください。

(例) 消 消火器 コンロ ガスコンロ ガス プロパンガスボンベ
フライヤー フライヤー プレート ホットプレート 発 発動発電機

※その他、例に従って火気対象器具となる資器材の名称を記入のこと。

【キッチンカー】

※販売正面の左右面等が異なる場合は、修正して記入してください。



販売正面（左面）

【出店店舗名】

東おうみ合同マルシェフードエリア出店要項

1 趣旨

東近江地域2市2町の観光促進につなげるため、広域における周遊観光のPRを行うとともに合同マルシェを開催して、東近江地域の活性化と地域の魅力発信を行うことを目的として実施します。

本イベント開催に当たり、趣旨に協賛いただける2市2町にある事業所、個人又は団体等の出店者を募集します。

2 日 時 令和8年10月17日(土) 9時00分から17時00分まで
当日の出店者搬入可能時間 8時00分から予定

3 場 所 安土文芸の郷 中央広場会場(近江八幡市安土町桑実寺777番地)
※「出帳!お城EXPO in 滋賀・びわ湖」会場にて共催

4 内 容 フードエリアにおけるキッチンカー又はフードテント等によるフード販売の出店

5 出店資格及び条件

(1) 東近江地域2市2町(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)において、店舗営業又は在住の個人、団体の販売実績があること。

(2) 出店者については、滋賀県知事が発行する自動車による営業の許可、巡回移動営業の許可又は各業種における営業の許可を受けていること。なお、営業許可証には、滋賀県一円の営業の記載があること。

出店確認のため、東おうみ合同マルシェフードエリア出店申込書と併せて出店に係る各種露店営業が可能な自動車営業の写し、巡回移動営業の写し又は各業種営業許可証の写し及び店舗配置図を必ず提出のこと。

(例) 飲食店営業許可証(自動車営業)の写し又は(巡回移動営業)の写し

菓子製造業営業許可証(自動車営業)の写し又は(巡回移動営業)の写し

その他、滋賀県内で各業種営業販売が可能な営業許可証の写し 等

キッチンカー(移動販売車)による場合には、店舗配置図と併せて車両の写真又は車両の外観図面等を提出すること。

なお、キッチンカー(移動販売車)及びフードテントの店舗内で火気を取り扱う場合は、店舗配置図に対象火気器具の使用場所及び消火器の設置場所を図面に書き入れること。

出店申込書の販売品目の欄については、イベント開催時間内における販売品目及び当日販売数を必ず記入すること。なお、開催時間中に完売しても途中退出はできません。

自動車による営業許可及び巡回移動営業許可以外の各業種の営業許可による販売する場合は、当協議会で取りまとめて保健所に「模擬店等の食品取扱届出書」を提出するため、販売にかかる取り扱う食品と数量を詳細に記入すること。また給水にあつては、上水道の使用はできませんので、ポリタンクなどで貯めた水を使用することとなります。またキッチンカー(移動販売車)以外のフードテント出店者は、各出店者でテント及び必要な設備を準備し設営できること。

出店申込書及び必要書類を提出後、出店申請者の資格審査を行い、出店者には当協議会から

出店許可証を発行します。ただし、書類審査の結果において出店要件及びその他遵守事項等が伴わない場合には出店をお断りすることがあります。また応募多数の場合には、抽選にて出店者を決定します。

- (3) 出店における衛生管理の徹底、火災予防の対応、排水及びゴミ処理が可能な店舗とする。
- (4) 東近江観光振興協議会のイベント開催趣旨に賛同いただける個人、団体等であること。
- (5) イベント開催趣旨に反する場合や法令又は公序良俗に反すると認められる個人、団体、事業所、暴力団等（反社会的勢力）及び関連団体と認められる場合は、イベントの協賛を認めないものとする。
- (6) 宗教活動を目的としないこと。
- (7) すべての出店要件及び法令遵守ができること。主催者が不適当と判断した場合は、出店をお断りすることがあります。
- (8) 開催当日の搬入及び搬出について
 - ・出店販売に係る一切の準備及び運営ができること。
 - ・キッチンカー（移動販売車）の出店者は、発動発電機等の使用による騒音及び排気ガスに留意して配置すること。
 - ・フードテント等は出店者で準備し、テントの側面、背面には覆いを設けるとともに、風でテント及び物品が飛散しないように対策すること。
 - ・搬出入車両は、原則1台とします。
(複数台での搬出入が必要な場合は、別途協議します。)
 - ・搬入後の車両（キッチンカーを除く）は、必ず指定された関係者駐車場に駐車すること。
 - ・搬出入車両には、当協議会から事前配付する「搬出入車両駐車許可証」を搬出入時及び駐車場に駐車する際に必ず車両の見える位置に掲出すること。
 - ・当日、各出店者が準備のために搬入する時間は8時00分からの予定で9時00分までに搬入を終えて、9時00分には出店できるようにすること。
 - ・イベント終了後の搬出時間は、17時00分以降は、18時00分までに後片付けを完了して、当協議会の指示する時間で退出できること。なお、イベントの途中で完売しても撤収及び搬出することはできませんので、搬出時間まで待機していただくことになります。
- (9) 開催当日に出店責任者を明確にするとともに本人確認のため、写真付き身分証明書を提示できること。
- (10) 合同マルシェにおける出店要項及び出店時の統一事項を厳守の上、必ず出店責任者が出席できること。

6 取り扱える食品の種類（滋賀県資料参考）

(1) 提供直前に加熱調理する食品

＜一例＞ 煮物（おでん等）茹で物（うどん、そば等）、焼物（焼きそば、たこ焼き、焼き鳥、回転焼き、たい焼き、焼き餅等）、揚げ物（唐揚げ等）

※ 取り扱えない食品（加熱しない食品・複雑な調理食品）

参考例（寿司類、さしみ、サンドイッチ、草もち、ケーキ、冷やしきゅうり、浅漬等）

(2) 加熱後、簡易な調理または加工する食品

＜一例＞ おにぎり、おはぎ、みたらし団子、りんご飴等

※ 取り扱えない食品（加熱しない食品・複雑な調理食品）

参考例（寿司類、サンドイッチ、草もち、ケーキ、冷やしきゅうり、浅漬等）

(3) 提供直前に加熱調理する飲料

＜一例＞ コーヒー、紅茶、緑茶、甘酒等

※ 取り扱えない食品

参考例（フレッシュジュース、スムージー、生ジュース、ミックスジュース等）

(4) 仕込み作業を要しない飲料の小分け等

＜一例＞ ジュース等（市販飲料）

(5) 製氷業者製造の製氷を使用するもの

＜一例＞ かき氷

(6) ソフトクリームサーバー機を用いて製造するもの

※ ソフトクリームサーバー機を用いない製造は不可

(7) 市販の牛乳、乳飲料等の販売のみを行うもの

(8) 予め包装された食肉の販売のみを行うもの

※ 未包装の食肉は不可

(9) 予め包装された魚介類の販売のみを行うもの

※ 魚介類の処理は不可

(10) その他

滋賀県保健所が指示する衛生管理を遵守すること。

※上記取り扱える食品の種類での不明な点は、各店舗において東近江保健所に問い合わせ販売が可能な品目かを確認しておくこと。東おうみ合同マルシェ会場で販売するに当たり、必ず販売不可の品目でないようにすること。

7 出店者厳守事項

(1) 必ず出店責任者（18歳以上の個人・グループ・団体であること。）を設けて、出店者のみで営業すること。また当日の営業テント又は車内に関係者以外の立ち入りを禁止すること。

(2) 購入者に販売価格が分かるように各店舗で表示すること。

(3) 販売区画内において、フードテントで運営する場合には、簡易テント1張り程度（約3m×約3m）を持参の上、営業できること。なお、キッチンカー（移動販売車）の場合は、概ね5m×3m以内とする。

※当日、販売区画内で当協議会が発行する出店許可証を見やすい位置に掲出すること。

当日会場の出店場所及び配置については、当協議会の指示による配置場所とすること。また出店場所における個別の要望は受け付けませんので、御了承ください。

(4) 店舗については、出店者にて準備及び運営すること。出店を委託することはできません。

ア 当日の営業用テント、机、発動発電機（騒音対策含む。）、プロパンガス、調理用の水、店舗内及び店舗前ゴミ箱、業務用消火器（4型以上）等の必要な資機材については、出店者で準備すること。

火気使用の各店舗には、必ず消火器を設置すること。また、火気使用が無い場合でも消火器を設置してください。

イ 会場内でのゴミ処理、排水処理はできませんので、持ち帰ること。また、必ず出店者で営業区画内の清掃、後始末を行うこと。

ウ 出店物は安全かつ健全な商品であること。

出店場所で調理を行う場合は、加熱（焼く、煮る、揚げる）などの簡単な行為のみを行うこと。提供する食品は、加熱調理品のみとし、生ものの提供は行わないこと。

エ 食品の販売を行う場合は、食品営業許可を受けた施設において製造・加工されたもので容器包装された食品のみとする。（露出販売は行わない。）また仕入れ時に表示を確認し、定められた保存方法で保管、陳列すること。（特に要冷蔵、冷凍）

- (5) 酒類（アルコール飲料及びノンアルコール飲料含む）の販売は不可とします。またイベント会場内での飲酒、喫煙はしないこと。
- (6) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- (7) 周囲に対して騒音に配慮するとともに、過度の呼び込み、拡声器等の使用は禁止します。
- (8) 出店場所における事故、怪我、苦情等が起きないように十分注意すること。また販売商品に責任を持ち、販売後のクレームにも真摯に対応できること。
- (9) 会場内での破損、損傷させた場合は、出店者において費用負担の上、原状回復すること。
- (10) 今回の合同マルシェは、安土文芸の郷において「出帳！お城E X P O in 滋賀・びわ湖」の同会場にて開催するに当たり、施設マナーを遵守するとともに適切な販売での出店運営であること。

8 防火対策等の徹底

- (1) 出店者は、必ず業務用消火器（4型以上）を設置し、火災予防対策及び事故防止対策を徹底してください。
- (2) 東近江行政組合火災予防条例により対象火気器具（コンロ、発動発電機等）を使用する場合には、消火器の設置が義務付けられています。また、主催者で露店等の開設届出書を消防署に提出しますので、対象火気器具の使用場所及び消火器の設置場所の図面を出店申込み時に
出店申込書と併せて事前に提出してください。
※ 図面の提出がされない場合は、出店不可となります。
- (3) 出店者は、屋外イベント等における火災予防対策に係る露店の自主点検表（別添様式）により該当する項目にチェックし、当日協議会に提出して安全に営業をしてください。
※必ず自主点検表の項目を確認の上、火災予防、事故防止を徹底すること。また、出店責任者は、開催当日に自主点検表により点検後、事務局に自主点検表を提出すること。
- (4) 火気を使用する周囲は、常に整理整頓し、安定した不燃性の台の上で使用する。また、火気の周辺は可燃物から一定の距離を保つようにしてください。
- (5) 発動発電機を使用する際には、騒音に配慮するとともに安全位置で使用してください。
- (6) 発動発電機の予備燃料の携行缶は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないよう保管してください。また、給油する際は、エンジンを停止して携行缶のキャップを開ける前に圧力弁を操作して圧力を抜いてから給油してください。
- (7) プロパンボンベを使用する際、安全な位置で使用し、必ず転倒防止処置をしてください。
※ゴムホースのひび割れ等の劣化のない専用のものを使用すること。
※ゴムホースの接続部は、しっかりとホースバンド等で締め付けること。

9 その他の注意事項

- (1) 感染症防止対策について、出店2週間以内に37.5度以上の発熱があった場合には、御出店

していただくことができません。

- (2) 販売に関して盗品、コピー品、偽ブランド品販売不可、その他提供するのに相応しくないと判断するもの、著作権を侵害するキャラクター、生地、材料の作品の展示、販売（著作権に関する問題が発生した場合は出店者様個人での責任となります。）、薬品、危険物、生き物など法律で規制されている物の販売は禁止します。
- (3) ブース責任者に関して、開催中は申込者本人が参加すること（代理出店、代理出店申込み不可）、開催時間内は、必ず1名は常駐し、来場者の対応をしてください。
- (4) 会場に関して、騒音とみなされる音響設備の禁止、ゴミは各自持ち帰ること。
- (5) その他、両替は出来ません。各自準備してください。貴重品は各自で管理してください。事故、盗難、紛失、第三者とのトラブル等に関しましては、当会場は一切責任を負いません。

10 出店の責任と補償

- (1) 出店に対するトラブルについては、出店責任者が一切の責任を負うこと。
- (2) 販売に係る購入者への苦情、事故等については、出店責任者で責任と費用をもって対応すること。
- (3) 食品の販売に対しては、食品衛生法及び関連法令、衛生基準を遵守し、出店責任者の自主責任において、食中毒及び感染症防止対策、事故防止対策を行い十分注意すること。
- (4) 商品、資機材の盗難、紛失、損失、損害等の事故又は営業に関する補償については、いかなる場合も主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 出店責任者は、その責任において必要な保険に加入するなど、出店により生じた第三者への損失補償に備えること。
- (6) 荒天、雨天等の気象条件、その他会場運営に支障が生じた場合には、開催を中止する場合があります。主催者は、この場合の損失補償は一切行いません。また来場者の減少等で営業に係る損失が生じても補償は一切行いません。

11 その他

- (1) 開催の中止決定については前日に判断するものとし、東近江観光振興協議会から出店責任者へ連絡をするとともに当協議会ホームページに中止の場合のみ掲載します。
<天候不良等の見込により前日の中止決定>
 - ・中止の場合には、前日の夕方までに各店の責任者に電話又はメール等で連絡します。
 - ・中止による補償は負いません。（同意の上、出店協賛となります。）
 - ・当日、小雨決行しますが、雨対策をお願いします。（小雨にて運営できる店舗）
- (2) 当協議会としての出店料は無料としますが、イベント開催中に当協議会で抽選企画を予定していますので、出店協賛における販売商品の割引券又は無料券を 20 枚程度の提供をお願いします。 また事前に「出店許可証」を渡しますので、出店許可証を受領していただいて出店可能となります。
- (3) 出店申込書及び添付書類等の提出に係る個人情報の取扱いについては、適正に管理するとともに本イベントに関する運営のみ使用します。
- (4) 出店に係る販売品及び販売数（出店申込書記入）が完売しても会場撤収はできません。
- (5) 喫煙については、指定の場所以外で行わないでください。調理・販売車両周辺などの喫煙も禁止します。

- (6) 開催中、出店要項に反する行為、迷惑行為又は悪質と判断した場合には、出店資格を取り消し、即時退店、閉店していただきます。この場合の撤収はイベント終了後とし、また出店に関する損害も補償いたしません。
- (7) イベント出店にかかる各種届出（出店者の販売等にかかる届出を除く。）については当協議会で行いますが、各出店者は食品衛生法等の食品の取扱いにかかる事項を遵守すること。

12 問い合わせ先 東近江行政組合内 東近江観光振興協議会

【住所】 東近江市東今崎町 5 番 33 号

【電話】 東近江観光振興協議会 0748-22-7621 【FAX】 0748-22-7608

※電話による問い合わせは、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土日祝日閉庁）

【E-meil】 chiikishinko@eastomi.or.jp

東おうみ合同マルシェフードエリア出店申込書

項 目	記 入 欄			備 考
出店日時	月 日	令和 8年 10月 17日 (土)		
	時 間	9時00分 ~ 17時00分		
出店者	団体名			
	代表者			
出店者住所	〒 () 代表者・責任者			代表者又は責任者のいずれか住所を記入
出店責任者		店員数		出店当日の責任者及び運営人数、出店運営者氏名を記入
出店運営者氏名				
連絡先	電話番号			事前協議及び当日に出店責任者と常時連絡ができるもの。
	FAX			
	メール			
出店区分	<input type="checkbox"/>	フードテント (露店)		該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	キッチンカー (自動車販売)		
販売品目		数量		当日は、販売品目ごとに金額の表示を行うこと。
抽選企画提供	提供品			割引券又は無料券等
	提供品金額		数量	
火気取扱い	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> コンロ <input type="checkbox"/> 発動発電機 <input type="checkbox"/> ポーダブル電源 <input type="checkbox"/> その他 ()			該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>
燃料・数量				使用する種類及び数量を記入
業務用消火器	4型・6型・10型	本数		
車両情報 (キッチンカー) (テント搬入車両)	車 種			搬入車両については、当日搬入後に会場とは別の駐車場に移動をお願いします。
	車両ナンバー			
	車体色			
	大きさ	(キッチンカーのみ)	m ×	
添付書類	営業許可証の写し・配置図			必ず申込書に添付
その他	出店決定後、販売品の写真データ			

出店要項の内容を確認し、遵守します。

【申込日】 令和 年 月 日

【署 名】

東おうみ合同マルシェ販売・体験エリア出店要項

1 趣旨

東近江地域2市2町の観光促進につなげるため、広域における周遊観光のPRを行うとともに合同マルシェを開催して、東近江地域の活性化と地域の魅力発信を行うことを目的として実施します。

本イベント開催に当たり、趣旨に協賛いただける2市2町にある事業所、個人又は団体の出店者を募集します。

2 日 時 令和8年10月17日(土) 9時00分から17時00分まで
当日の出店者搬入可能時間 8時00分から予定

3 場 所 安土文芸の郷 中央広場会場(近江八幡市安土町桑実寺777番地)
※「出帳!お城EXPO in 滋賀・びわ湖」会場にて共催

4 内 容 特産品販売をテーマにした販売エリア又はワークショップなどをテーマにした体験エリアにおける出店

5 出店資格及び条件

(1) 東近江地域2市2町(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)において、店舗営業又は在住の個人、団体等で販売実績があること。

(2) 販売エリアで販売できる物品は、2市2町特産品又は手作り物品に限ります。なお、食品類の販売については、会場内での調理等による販売はできませんが、食品類は食品加工がされたものや袋詰めして出来上がったもののみ可とします。飲食を伴う食品類を提供する場合には、フードエリアにて出店をしてください。

販売エリアで食品類を販売する場合には営業許可証を必要とします。出店確認のため、東おうみ合同マルシェ販売・体験エリア出店申込書と併せて食品類出店に係る営業許可証(各種営業、製造業)の写し及び店舗配置図を提出すること。

会場内での調理及び温度管理を必要とする肉類、魚介類、乳製品等についても販売は不可とします。その他、既製品、中古品、材料等の販売は不可となります。

特産品の販売については、食品加工品、商工業用品、工芸品等で2市2町をPRするものとします。

手作り物品においては、法律に違反するもの、社会通念上ふさわしくないもの、主催者で不適当と判断したものは販売できません。

体験エリアにおいては、ワークショップなど手作りの体験型出店となります。ただし、食品類の手作り体験は不可となります。体験料や材料の徴収は可能です。

出店申込書の販売品目の欄については、イベント開催時間内における販売品目及び当日販売数を必ず記入すること。なお、開催時間中に完売しても途中退出はできません。体験型出店の場合は、参加予定人数、作成する物及び材料、参加料金等を記入すること。

出店申込書及び必要書類を提出後、出店申請者の資格審査を行い、出店者には当協議会から

出店許可証を発行します。ただし、書類審査の結果において出店要件及びその他遵守事項等が伴わない場合には出店をお断りことがあります。また応募多数の場合には、抽選にて出店者を決定します。

- (3) 出店における衛生管理の徹底、火災予防の対応、排水及びゴミ処理が可能な店舗とする。
- (4) 東近江観光振興協議会のイベント開催趣旨に賛同いただける個人、団体等であること。
- (5) イベント開催趣旨に反する場合や法令又は公序良俗に反すると認められる個人、団体、事業所、暴力団等（反社会的勢力）及び関連団体と認められる場合は、イベントの協賛を認めないものとする。
- (6) 宗教活動を目的としないこと。
- (7) すべての出店要件及び法令遵守ができること。主催者が不適当と判断した場合は、出店をお断りすることがあります。
- (8) 開催当日の搬入及び搬出について
 - ・ 出店販売に係る一切の準備及び運営ができること。
 - ・ 販売又は体験にかかるテントは出店者で準備し、風でテント及び物品が飛散しないよう対策すること。
 - ・ 搬出入車両は、原則1台とします。
(複数台での搬出入が必要な場合は、別途協議します。)
 - ・ 搬入後の車両は、必ず指定された関係者駐車場に駐車すること。
 - ・ 搬出入車両には、当協議会から事前配付する「搬出入車両駐車許可証」を搬出入時及び駐車場に駐車する際に必ず車両の見える位置に掲出すること。
 - ・ 当日、各出店者が準備のために搬入する時間は8時00分からの予定で9時00分までに搬入を終えて、9時00分には出店できるようにすること。
 - ・ イベント終了後の搬出時間は、17時00分以降は、18時00分までに後片付けを完了して、当協議会の指示する時間で退出できること。なお、イベントの途中で完売しても撤収及び搬出することはできませんので、搬出時間まで待機していただくこととなります。
- (9) 開催当日に出店責任者を明確にするとともに本人確認のため、写真付き身分証明書を提示できること。
- (10) 合同マルシェにおける出店要項及び出店時の統一事項を厳守の上、必ず出店責任者が出席できること。

6 出店者厳守事項

- (1) 必ず出店責任者（18歳以上の個人・グループ・団体であること。）を設けて、出店者のみで営業すること。また当日の営業テント等に関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- (2) 購入者に販売価格、体験参加料等が分かるように各店舗で必ず表示すること。
- (3) 販売区画及び体験区画内において、簡易テント1張り程度（約3m×約3m）を持参の上、営業できること。

※当日、販売区画及び体験区画内で主催者が発行する出店許可証を見やすい位置に掲出すること。

当日会場の出店場所及び配置については、当協議会の指示による配置場所とすること。また

出店場所における個別の要望は受け付けませんので、御了承ください。

- (4) 店舗については、出店者にて準備及び運営すること。出店を委託することはできません。
 - ア 当日の営業用テント、机、店舗内及び店舗前ゴミ箱等の必要な資機材については、出店者で準備すること。
 - イ 会場内でのゴミ処理、排水処理はできませんので、持ち帰ること。また、必ず出店者で営業区画内の清掃、後始末を行うこと。
 - ウ 出店物は安全かつ健全な商品であること。
 - エ ワークショップ等の体験をする場合において、体験は営業テント内で行うこと。体験者が会場通路等に出て体験することのないように注意すること。
- (5) 特産品の販売における酒類（アルコール飲料及びノンアルコール飲料含む）の販売は不可とします。またイベント会場内での飲酒、喫煙はしないこと。
- (6) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- (7) 周囲に対して騒音に配慮するとともに、過度の呼び込み、拡声器等の使用は禁止します。
- (8) 出店場所における事故、怪我、苦情等が起きないように十分注意すること。また販売商品に責任を持ち、販売及び体験後のクレームにも真摯に対応できること。
- (9) 会場内での破損、損傷させた場合は、出店者において費用負担の上、原状回復すること。
- (10) 今回の合同マルシェは、安土文芸の郷において「出帳！お城EXPO in 滋賀・びわ湖」の同会場にて開催するに当たり、施設マナーを遵守するとともに適切な販売及び体験に係る出店運営であること。

7 防火対策等の徹底

- (1) 出店者は、火災予防対策及び事故防止対策を徹底してください。なお、火災予防の観点から可能な限り消火器（4型以上）を設置するように努めてください。
- (2) 販売及び体験出店に伴う火気の使用及び発動発電機等の使用を禁止します。

8 その他の注意事項

- (1) 感染症防止対策について、出店2週間以内に37.5度以上の発熱があった場合には、御出店していただくことができません。
- (2) 販売に関して盗品、コピー品、偽ブランド品販売不可、その他提供するのに相応しくないと判断するもの、著作権を侵害するキャラクター、生地、材料の作品の展示、販売（著作権に関する問題が発生した場合は出店者様個人での責任となります。）、薬品、危険物、生き物など法律で規制されている物の販売は禁止します。
- (3) ブース責任者に関して、開催中は申込者本人が参加すること（代理出店、代理出店申込み不可）、開催時間内は、必ず1名は常駐し、来場者の対応をしてください。
- (4) 会場に関して、騒音とみなされる音響設備の禁止、ゴミは各自持ち帰ること。
- (5) その他、両替は出来ません。各自準備してください。貴重品は各自で管理してください。事故、盗難、紛失、第三者とのトラブル等に関しましては、当会場は一切責任を負いません。

9 出店の責任と補償

- (1) 出店に対するトラブルについては、出店責任者が一切の責任を負うこと。
- (2) 販売に係る購入者への苦情、事故等については、出店責任者で責任と費用をもって対応してすること。
- (3) 食品加工品の販売に対しては、食品衛生法及び関連法令、衛生基準を遵守し、出店責任者の自主責任において、食中毒及び感染症防止対策、事故防止対策を行い十分注意すること。
- (4) 商品、資機材の盗難、紛失、損失、損害等の事故又は営業に関する補償については、いかなる場合も主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 出店責任者は、その責任において必要な保険に加入するなど、出店により生じた第三者への損失補償に備えること。
- (6) 荒天、雨天等の気象条件、その他会場運営に支障が生じた場合には、開催を中止する場合があります。主催者は、この場合の損失補償は一切行いません。また来場者の減少等で営業に係る損失が生じても補償は一切行いません。

10 その他

- (1) 開催の中止決定については前日に判断するものとし、東近江観光振興協議会から出店責任者へ連絡をするとともに当協議会ホームページに中止の場合のみ掲載します。
＜天候不良等の見込により前日の中止決定＞
 - ・中止の場合には、前日の夕方までに各店の責任者に電話又はメール等で連絡します。
 - ・中止による補償は負いません。(同意の上、出店協賛となります。)
 - ・当日、小雨決行しますが、雨対策をお願いします。(小雨にて運営できる店舗)
- (2) 当協議会としての出店料は無料としますが、イベント開催中に当協議会で抽選企画を予定していますので、出店協賛における販売商品の割引券又は無料券を 20 枚程度の提供をお願いします。 また事前に「出店許可証」を渡しますので、出店許可証を受領していただいて出店可能となります。
- (3) 出店申込書及び添付書類等の提出に係る個人情報の取扱いについては、適正に管理するとともに本イベントに関する運営のみ使用します。
- (4) 出店に係る販売品及び販売数(出店申込書記入)が完売しても会場撤収はできません。
- (5) 喫煙については、指定の場所以外で行わないでください。
- (6) 開催中、出店要項に反する行為、迷惑行為又は悪質と判断した場合には、出店資格を取り消し、即時退店、閉店していただきます。この場合の撤収はイベント終了後とし、また出店に関する損害も補償いたしません。
- (7) イベント出店にかかる各種届出(出店者の販売等にかかる届出を除く。)については当協議会で行いますが、各出店者は食品衛生法等の食品の取扱いにかかる事項を遵守すること。

11 問い合わせ先 東近江行政組合内 東近江観光振興協議会

【住所】 東近江市東今崎町 5 番 33 号

【電話】 東近江観光振興協議会 0748-22-7621 【FAX】 0748-22-7608

※電話による問い合わせは、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(土日祝日閉庁)

【E-mail】 chiikishinko@eastomi.or.jp

東おうみ合同マルシェ販売・体験エリア出店申込書

項 目	記 入 欄				備 考
出店日時	月 日	令和 8年 10月 17日 (土)			
	時 間	9時00分 ~ 17時00分			
出店者	団体名				
	代表者				
出店者住所	〒 () 代表者・責任者				代表者又は責任者のいずれか住所を記入
出店責任者		店員数			出店当日の責任者及び運営人数、出店運営者氏名を記入
出店運営者氏名					
連絡先	電話番号				事前協議及び当日に出店責任者と常時連絡ができるもの。
	FAX				
	メール				
出店区分	<input type="checkbox"/>	販売エリア			該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	体験エリア			
【販売エリア】 販売品目 販売金額		数量			当日の販売品目ごとに金額、数量を記入。搬入車両は、当日搬入後に会場とは別の駐車場に移動をお願いします。
【体験エリア】 体験内容		参加予定 人数			体験エリア出店の場合、当日の参加予定人数、作成する物、材料、参加料金を記入 搬入車両は、当日搬入後に会場とは別の駐車場に移動をお願いします。
抽選企画提供	提供品				割引券又は無料券等
	提供品金額		数量		
添付書類	(食品類販売の場合) 営業許可証の写し・配置図				必ず申込書に添付
その他	出店決定後、販売品の写真データ				

出店要項の内容を確認し、遵守します。

【申込日】 令和 年 月 日

【署 名】